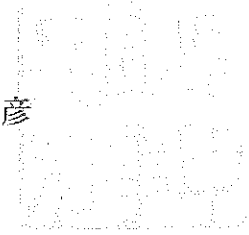


法 第 1 1 6 1 号
令和 6 年 4 月 19 日

公益財団法人神戸学生青年センター
理事長 飛田 雄一 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 1 号イ (2) に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和 6 年 4 月 23 日から令和 11 年 4 月 22 日まで